

令和6年度 税制改正大綱

所得税・資産税・法人税

所得税・住民税の定額減税、扶養控除の見直し等

住宅ローン控除

ストックオプション税制の拡充

住宅取得資金贈与の延長

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の延長

給与等の支給が増加した場合の税額控除制度（賃上げ促進税制）

会議費の上限額引き上げ（接待交際費）

所得税・住民税の定額減税、扶養控除の見直し等

◆所得税・住民税の定額減税

令和6年分の所得税・住民税について、以下の控除を実施

- 1. 本人
 - ①所得税 3万 ②住民税 1万 合計4万
- 2. 同一生計配偶者又は扶養親族（居住者のみ）
 - ①所得税 3万 ②住民税 1万 合計4万

※合計所得1,805万超（給与収入2,000万超相当は対象外）

適用時期: 令和6年分の所得税・住民税

◆扶養控除の見直し

区分	0～15歳	16歳～18歳	
		現行	将来的に
児童手当	年間12万～18万	無し	年間12万
扶養控除	無し	38万	25万

適用時期: 令和8年以降に適用予定

◆生命保険料控除の拡充

23歳未満の扶養親族を有する場合、一般枠4万の控除限度を6万へ拡充（合計限度額は12万を維持）

税込増加を国民へ還元する目的により、所得税・住民税の定額減税が予定されることとなった
また、将来的に児童手当と扶養控除、生命保険料控除の見直しが検討されている

住宅ローン控除(子育て支援政策)

◆住宅ローン控除の借入限度額を子育て世帯に限り維持

住宅区分	22年～23年入居	24年入居	
		子育て世帯	その他の世帯
長期優良住宅 低炭素住宅	5,000万円	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	4,000万円	3,000万円
省エネ基準を 満たさない住宅	3,000万円	0円	

※税額控除は一律0.7%、控除期間は最大13年。「子育て世帯」は19歳未満の子供がいるか、又は夫婦いずれかが40歳未満

住宅ローン控除は子育て支援政策の一環とし、子育て世帯に該当する場合は、従来の借入限度額が維持されることとなった

ストックオプション税制の拡充

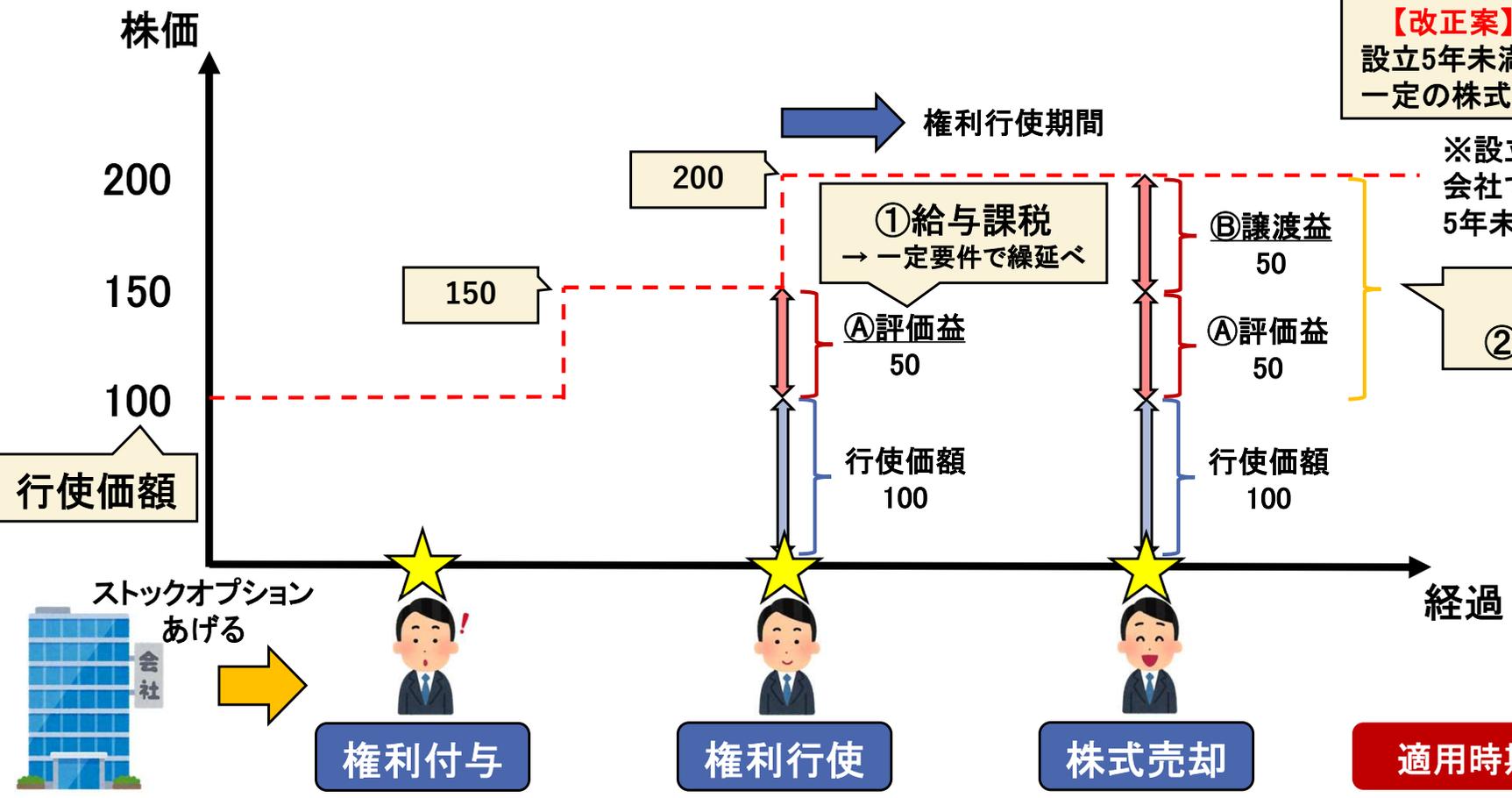
◆ストックオプションの課税関係

「権利行使」時に右記要件を満たせば、「①給与課税」が繰延べ
 「株式売却」時に①②に対して「②譲渡課税」

【繰延べ要件】
 (1)権利行使は、付与決議日から2年超10年以内に行う
 (2)年間行使額が**1,200万円**を超えない
 (3)権利行使価額は、契約締結時における価額以上である
 (4)取得株式は、一定の金融商品取引業者の営業所等に保管の委託等がされる など

【改正案】 (2)の限度額1,200万につき
 設立5年未満:**2,400万**へ引き上げ
 一定の株式会社※:**3,600万**へ引き上げ

※設立以後5年以上20年未満の株式会社で、未上場の会社又は上場以後5年未満の会社



適用時期: 令和6年より適用予定

ストックオプションについては年間権利行使額の上限引き上げが予定されている
 人材獲得が激しさを増す中、ストックオプション活用の意義はより増えていくと思われる

住宅取得資金贈与の延長

省エネ等住宅の要件を一部引き上げ、適用期限を**3年延長**し、令和6年1月1日から令和8年12月31日までの間とする

住宅区分	非課税限度額
省エネ等住宅※	1,000万円
それ以外の住宅	500万円

※以下、①～③にいずれかに適合する住宅用家屋

- ①断熱等性能等級**5以上**(現行:4以上)または一次エネルギー消費量等級**6以上**(現行:4以上)であること。
- ②耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上または免震建築物であること。
- ③高齢者等配慮対策等級(専用部分)3以上であること。

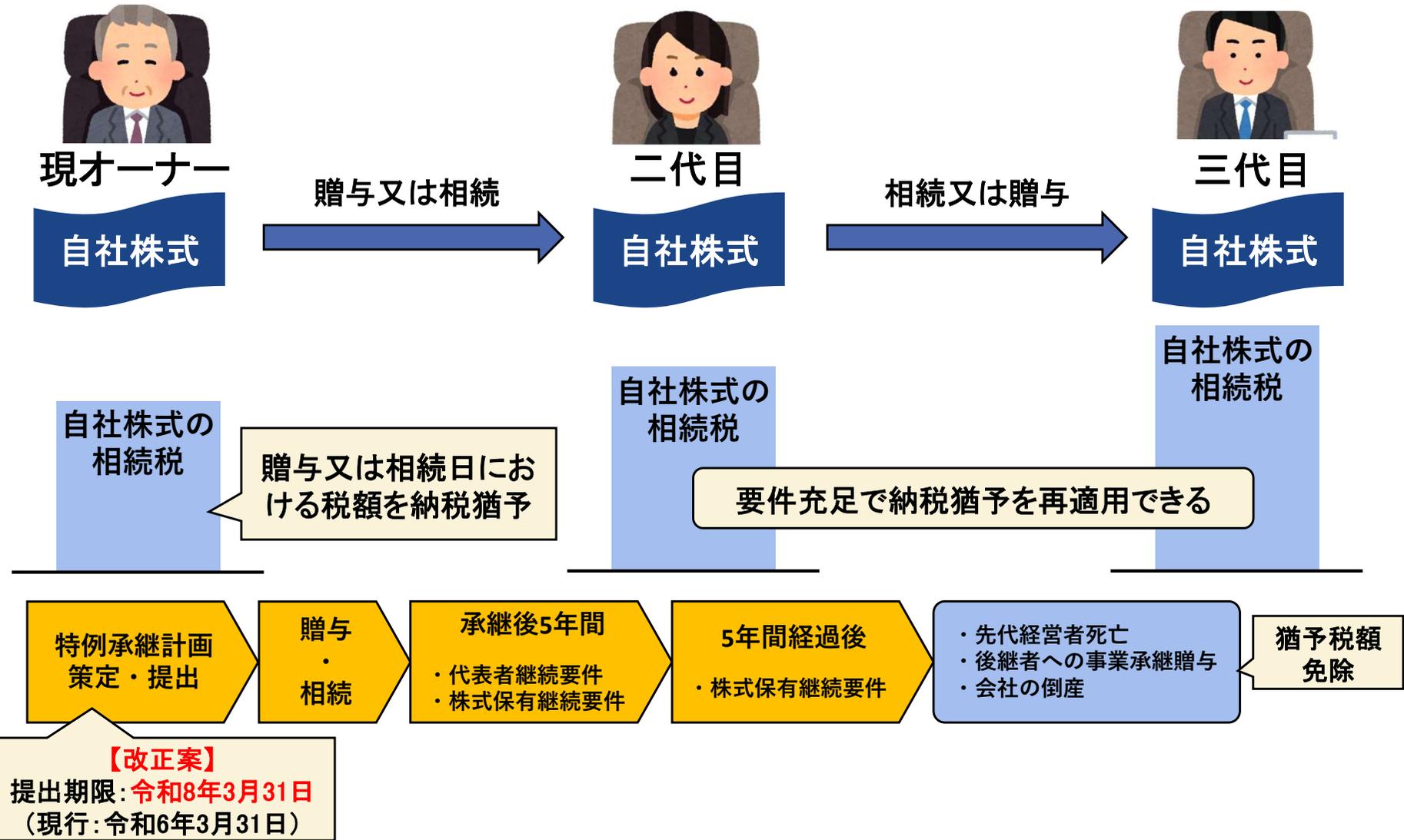
【改正案】
省エネ等住宅の適合要件
①の等級を引き上げ

適用時期: 令和6年1月1日以後に贈与より適用予定

住宅取得資金贈与は3年延長されることとなった。昨年の大綱に教育資金贈与・結婚子育て資金贈与は利用者減少が言及されていたが、住宅取得資金贈与はそのような言及が無く、堅調に利用されていると思われる

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の延長

特例承継計画の提出期限を**2年延長**し、令和8年3月31日までとする



現行の期限にコロナ期間が含まれたことを理由として、提出期限が2年延長となった。ジャニーズ株式も当該制度を利用していたことがメディアで取り上げられたが、株価が高額の場合、利用の検討は必須と思われる

給与等の支給が増加した場合の税額控除制度（賃上げ促進税制）

税額控除率について見直しを行い、適用期限を3年延長する

法人区分	前年度からの賃上げ割合						教育訓練費 増加	女性活躍・ 子育て支援	赤字の場合の 繰越控除
	1.5% 以上	2.5% 以上	3% 以上	4% 以上	5% 以上	7% 以上			
大企業 (従業員2,000人超)			10% (現行：15%)	15% (現行：25%)	20%	25%	5%	5%	
中堅企業 (従業員2,000人以下)			10% (現行：15%)	25%					
中小企業 (資本金1億以下)	15%	30%					10%		5年間控除率 を繰り越し

※大企業・中堅企業は前年度から継続して給与の支給がある雇用者への給与総額の増加分を指す
 中小企業は今年度に新たに雇った従業員も含めた、雇用者全体の給与総額の増加分を指す
 ※女性活躍・子育て支援控除は新設

適用時期：令和6年4月1日から令和9年3月31日の間に開始する各事業年度に適用予定

賃上げ促進税制は大企業を中心に要件が一部引き上げられた。より高い賃上げを期待する政府の意向と思われる。中小企業は赤字である場合が多いことに配慮したのか、5年間控除率繰り越しが新設されている

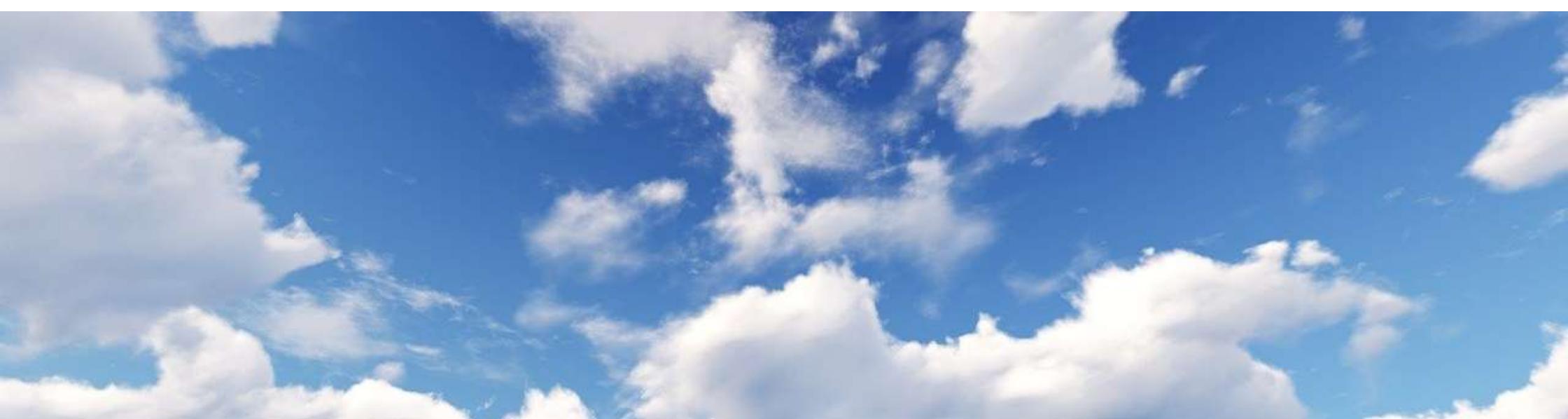
会議費の上限額引き上げ(接待交際費)

損金不算入となる交際費等の範囲から除外される会議費の基準額を**1万円以下**（現行：5,000円以下）へ引き上げ

資本金100億超 企業	交際費	全額経費不可
	会議費	1名当り 1万以下 の飲食代は経費可
大企業	交際費	飲食費のうち50%まで経費可
	会議費	1名当り 1万以下 の飲食代は経費可
中小企業 (資本金1億以下)	交際費	上限800万 又は 飲食費のうち50%まで 経費可
	会議費	1名当り 1万以下 の飲食代は経費可

適用時期: 令和6年4月1日から支出する飲食費について適用予定

従来5,000円以下の会議費が1万円以上に引き上げられた。大企業の業績が好調ななか、内部留保を少しでも経済活性化へと繋げたい意向があるのではないか



SASAGAWA Tax Firm

【お問い合わせ】
笹川税理士事務所

〒530-0038 大阪市北区紅梅町1番18号エルゴ403号

Tel : 06-6948-8763

Mail : biz@apextrust-p-tax.com

最後までご覧いただき、ありがとうございます。

資料内容に関するご質問又はご不明な点等がございましたら、お気軽にお電話又はメールにてお問合せください。

ご連絡心よりお待ちしております。



免責事項

・この報告書は税務申告に使用する為ではなく、仮定条件に基づく概算額の試算やそれに基づく情報提供を目的として作成しております。実際の申告は当職を始めとする税理士等の専門家に必ずご相談下さい。

・本資料に記載されている情報は、一般的内容である為、本資料のご利用は特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等をご遠慮頂きますようお願い致します。
また、本資料について、弊社はその内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。

・本資料の著作権は弊社に帰属しております。一部もしくは全部についていかなる手段・目的においても、無断での複製または転送等は禁止させて頂いております。

・本資料は、弊社の事前の承諾なく、第三者への開示、全部あるいは一部の引用を行わないようお願い申し上げます。なお、本資料等をご利用になる際には、弊社までご連絡頂きますことをご了承お願い致します。

笹川税理士事務所
アペックストラストパートナーズ株式会社

〒530-0038 大阪市北区紅梅町1番18号 エルゴ403号
電話:06-6948-8763
FAX :06-6948-8764
代表税理士 笹川大介
メールアドレス: biz@apextrust-p-tax.com

SASAGAWA Tax Firm